

(第29号議案)

中野区職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 保健所等に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。</u>）から区民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項の規定は、令和3年2月13日から適用する。</u></p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 保健所等に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u>）から区民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。</p> <p>3・4 (略)</p>